

掲示期間 令和8年7月2日～令和8年10月2日

貝塚市公告 第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により、下記の認可地縁団体より所有不動産の登記移転等に係る公告申請があつたため、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月2日

貝塚市長 牛尾 治朗

記

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称 : 津田南町会  
区域 : 別紙区域図のとおり  
主たる事務所 : 貝塚市津田南町18-7

2 申請不動産に関する事項

土地

地目	面積	所在地	表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所（内訳は後述）
雑種地	116 m <sup>2</sup>	貝塚市津田南町383番17	津田南町会 外2名

「津田南町会 外2名」の内訳

	共有者氏名	住所
1	津田南町会	貝塚市津田南町9番9号
2	津田 忠一	貝塚市津田南町22番20号
3	岸本 政雄	貝塚市津田南町18番5号

3 当該不動産の登記移転等をする事について異議を述べることができる者

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期 間 令和8年10月2日まで

(2) 方 法 貝塚市に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）22条の3第3項に規定する申請不動産の登記移転等に係る異議申出書に必要事項を記載し、登記関係者等であること並びに異議申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出すること。

(3) 提出先 貝塚市畠中1丁目17番1号 貝塚市総合政策部魅力づくり推進課

津田南町縮図

